

容器包装リサイクル法に係る

宇治市分別収集計画

《 第10期 》

令和4年 6月

宇 治 市

《宇治市分別収集計画目次》

	ページ
1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	9
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	10
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	14

1. 計画策定の意義

現在の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊・地球温暖化・天然資源の枯渇など、地球的規模での環境問題を生じさせています。

私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。

私たち1人1人がそのことを自覚し、地球環境への負荷を低減するために、ものを大切にす文化を育み、循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めなければなりません。

本市では、昭和50年8月から一部地域で「古紙回収事業」を開始し、平成14年1月より古紙のリサイクルを全市域的な取り組みへと拡充するために、自治会等の集団回収団体への支援制度を整備しました。さらに、平成16年4月からは古紙類は可燃ごみとして収集せず、集団回収を基本とした「古紙回収事業」の全市域拡大によって、完全分別を実施しました。

また、昭和61年8月に「缶・びんリサイクル事業」を、平成3年11月に「紙パックリサイクル事業」を一部地域で試行し、平成9年4月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）の本格施行にあわせて、「ペットボトル」を加えた「缶・びん・紙パック・ペットボトル」の分別収集を全市域で開始。平成13年4月には「発泡トレー類」についても対象品目に追加しました。

さらに、平成24年3月からは「てんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管」の拠点回収を開始。同年10月より「指定ごみ袋制度」を導入。平成26年1月より拠点回収の品目に「小型家電」を追加。平成27年1月からは「発泡トレー類」を含むプラスチック製容器包装を「プラマーク」の名称で分別収集を実施するなど、ごみの減量化及び再資源化を進めてきました。

平成31年3月には「宇治市第3次ごみ処理基本計画」を策定し、「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」を基本理念とし、(1) 市民、事業者、行政の連携・協働による3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））の推進、(2) 効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築、(3) ごみの適正処理の推進の3つの基本方針に基づき、令和10年度までに家庭系の可燃ごみ及び不燃ごみの排出量を平成29年度と比べ8%削減すること、リサイクル率を25%以上に引き上げることをごみの減量化目標に掲げて、取り組みを進めています。

このような状況下で、本計画は容器包装リサイクル法第8条に基づき一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を全市域で分別収集することにより、地域における3Rを推進して限りある資源を有効に利用することや、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が連携・協働して取り組むべき方針を示したものであります。

本計画の推進によって、限りある資源の有効利用を図り、一般廃棄物を減量し最終処分場の延命化を行なうとともに、循環型社会の形成の実現を目指します。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示します。

- ① ごみの発生抑制・再使用・再生利用を推進し、循環型社会の形成を目指します。
- ② 本市を含めた近隣3市3町で構成する城南衛生管理組合（一部事務組合）との共同歩調により、効率性・経済性・広域性を生かしたリサイクルシステムを構築します。
- ③ 社会福祉施設との協力体制を維持しながらリサイクルの拡大を図ります。
- ④ 市民、事業者（再生事業者等も含む。）、行政の連携・協働により3Rを推進します。

3. 計画期間

本計画は「容器包装リサイクル法」第8条に規定する市町村分別計画（第10期）で、計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、「スチール製容器」・「アルミ製容器」・「無色のガラス製容器」・「茶色のガラス製容器」・「その他の色のガラス製容器」・「紙製飲料容器」・「段ボール製容器包装」・「ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器」・「その他プラスチック製容器包装」を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン／年）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	8,351	8,261	8,192	8,107	8,041

（単位：トン／年）

上記の種類内訳	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	247	244	242	240	238
アルミ製容器	390	385	382	378	375
無色のガラス製容器	636	630	624	618	613
茶色のガラス製容器	494	489	485	479	476
その他の色のガラス製容器	110	109	108	107	106
紙製飲料容器	176	174	172	170	169
段ボール製容器包装	2,251	2,227	2,209	2,186	2,168
その他の紙製容器包装	890	880	873	864	857
ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器	675	668	663	656	650
その他のプラスチック製容器包装	2,482	2,455	2,434	2,409	2,389

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、下記の方策を実施します。なお、実施するにあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

	役 割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの抑制（リデュース）の取り組み マイバック、マイボトル等を利用することで、使い捨て容器・製品の消費を減らす。 ● 再利用（リユース）の取り組み 衣類や家具の交換といった身近なリユースに取り組む。 ● 再生（リサイクル）の取り組み ルールに従った、ごみの分別を徹底する。 古紙回収に参加して、もえるごみに古紙類を出さないように努める。 包装紙の紙、紙製の容器包装、カタログ類等も雑紙として、古紙回収に出す。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境への配慮 生産・販売・廃棄を通して、環境への影響ができる限り少なくなるように努める。 ● ごみの抑制（リデュース）の取り組み 包装は出来る限り避けるか、簡素なものを勧める。 ごみが出にくい製品づくりに努める。 ● 再利用（リユース）の取り組み 使わなくなったモノを再利用しやすい製品開発や環境作りに努める。 ● 再生（リサイクル）の取り組み 事業系の生ごみ・あらゆる古紙について、リサイクルに努める。 ごみとなっても分別しやすいモノづくりに努める。 ● 適正なごみ処理の実施 一般廃棄物・産業廃棄物を通して、適正かつ安全な処理を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者への広報・支援 3Rへの関心や適切な処理方法を普及させるため、情報提供及び支援に努めます。 (市政だより・ごみ収集カレンダー・ホームページ・職員出前講座等) 事業系ごみの発生抑制及びリサイクルを促進するため、広報に努めます。 ● 適正かつ安定なごみ処理の実施 分別収集への協力を呼びかけ、分別精度の向上に努めます。 ● 市民サービスの充実 ごみの分け方や収集日程等について、新たな情報提供の手法を検討します。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市において、現在行っているリサイクル事業、また本市を含めた3市3町で構成する城南衛生管理組合との連携を総合的に勘案して、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度・リサイクル施設・収集体制・収集機材などを勘案して、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定めます。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
金属	主としてスチール製容器	缶
	主としてアルミ製容器	
ガラス	主として無色のガラス製容器	びん
	主として茶色のガラス製容器	
	主としてその他の色のガラス製容器	
紙類	主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
	主として段ボール製容器包装	段ボール
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	プラマーク

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン／年）

分別基準適合物の種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	135	133	132	131	130
アルミ製容器	162	161	159	158	156
無色のガラス製容器	(合計) 217	(合計) 214	(合計) 212	(合計) 210	(合計) 209
	(指) 0 (独) 217	(指) 0 (独) 214	(指) 0 (独) 212	(指) 0 (独) 210	(指) 0 (独) 209
茶色のガラス製容器	(合計) 189	(合計) 187	(合計) 186	(合計) 184	(合計) 182
	(指) 0 (独) 189	(指) 0 (独) 187	(指) 0 (独) 186	(指) 0 (独) 184	(指) 0 (独) 182
その他の色のガラス製容器	(合計) 104	(合計) 103	(合計) 102	(合計) 101	(合計) 100
	(指) 104 (独) 0	(指) 103 (独) 0	(指) 102 (独) 0	(指) 101 (独) 0	(指) 100 (独) 0
紙製飲料容器	18	18	17	17	17
段ボール製容器包装	1,167	1,154	1,145	1,132	1,124
その他の紙製容器包装	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0
	(指) 0 (独) 0	(指) 0 (独) 0	(指) 0 (独) 0	(指) 0 (独) 0	(指) 0 (独) 0
ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器	(合計) 470	(合計) 465	(合計) 461	(合計) 456	(合計) 453
	(指) 0 (独) 470	(指) 0 (独) 465	(指) 0 (独) 461	(指) 0 (独) 456	(指) 0 (独) 453
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 1,158	(合計) 1,146	(合計) 1,136	(合計) 1,124	(合計) 1,115
	(指) 1,158 (独) 0	(指) 1,146 (独) 0	(指) 1,136 (独) 0	(指) 1,124 (独) 0	(指) 1,115 (独) 0

(指)：指定法人引渡量

(独)：独自処理量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ① 『推計を行なう算定手法』は、近年のごみ量が安定傾向にあることから、平成30年度～令和3年度の平均実績値（平均人口原単位）を基に、各年度の人口推計値を乗じる形で各年度のごみ排出量を予測するものとします。
- ② 『処理人口』は、10月1日現在の住民登録数を実績として用います。
『計画処理人口』は、「宇治市将来人口推計」を参照します。
なお、宇治市将来人口推計では、2020年（令和2年）から5年おきに推計値が示されているため、各年の数値については、線形補間しています。

（単位：人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理人口	187,290	186,095	185,203	183,865

（単位：人）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画処理人口	180,385	178,928	177,470	175,593	173,724

- ③ 『分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量（以下「分別基準適合物量」という。）』は分別収集して搬入した品目について、選別した後の資源化量を実績として用います。

(単位：t/年)

分別基準適合物の種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
スチール製容器	136	131	153	132
アルミ製容器	151	165	177	174
無色のガラス製容器	225	230	221	214
茶色のガラス製容器	191	203	193	192
その他の色のガラス製容器	108	104	108	104
紙製飲料容器	26	15	17	14
段ボール製容器包装	1,265	1,223	1,257	1,048
ポリエチレンテレフタレート(PET)製容器	442	468	506	513
その他のプラスチック製容器包装	1,195	1,136	1,261	1,164

- ④ 『分別基準適合物量原単位』を算定します。

項目	算定式
分別基準適合物量原単位	『分別基準適合物量』 ÷ 『処理人口』 ÷ 365 (366) 日

- ⑤ 『分別基準適合物量の見込み』を算定します。

項目	算定式
分別基準適合物量の見込み	『分別基準適合物量原単位』 × 『計画処理人口』 × 365 (366) 日

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	市直営及び委託業者による定期収集	城南衛生管理組合 社会福祉施設
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市直営及び委託業者による定期収集	城南衛生管理組合
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	紙製飲料容器	紙パック	市による拠点収集	社会福祉施設
	段ボール製容器包装	段ボール	自治会等による集団回収 市直営及び委託業者による定期収集	古紙回収業者 委託業者ストックヤード
プラスチック	ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器	ペットボトル	市直営及び委託業者による定期収集	城南衛生管理組合
	その他のプラスチック製容器包装	プラマーク	市直営による定期収集	城南衛生管理組合

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、びん及びペットボトルについては、本市を含めた3市3町で構成する城南衛生管理組合エコ・ポート長谷山において、中間処理（選別・圧縮・保管）を行いません。また、缶及び紙パックについては、社会福祉施設も併用します。段ボールについては、宇治市古紙ストックヤード及び古紙回収業者施設で保管します。

分別収集の用に供する施設計画は以下に示します。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	排出容器	収集車両	中間処理施設
金属	スチール製容器	缶	袋	2tパッカー車	城南衛生管理組合 社会福祉施設
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	袋	2t平ボディ車	城南衛生管理組合
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	紙製飲料容器	紙パック	拠点回収箱	2t平ボディ車	社会福祉施設
	段ボール製容器包装	段ボール	紐	2t平ボディ車	古紙回収業者 古紙ストックヤード
プラスチック	ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器	ペットボトル	袋	2tパッカー車	城南衛生管理組合
	その他のプラスチック製容器包装	プラマーク	袋	2tパッカー車	城南衛生管理組合

〈分別収集に使用する施設などの計画（排出段階）〉

種 別	収集に係る 分別の区分	仕 様	管理 主体等	参考欄
1. 排出容器				
1.1 袋	缶 びん ペットボトル プラマーク	(仕様) 指定袋（透明もしくは白の半透明）、 ただしサイズ等については指定しない。	市民	
1.2 拠点回収箱	紙パック	(仕様) 容量：90リットル	市	
1.3 紐	段ボール	(仕様) 丈夫なもの。	市民	
2. 集積場所				
2.1 ステーション収集	缶 びん ペットボトル プラマーク 段ボール	従来の一般ごみステーション（市内約 5,900箇所）を利用する。	市民	
2.2 拠点回収	紙パック	公共施設等（61箇所）に回収箱を設置 する。	市	
2.3 戸別収集及び 拠点収集	段ボール	自治会等と古紙回収業者の契約によ り集積場所を定める。	市民	

〈分別収集に使用する施設などの計画（収集運搬段階）〉

種 別	収集に係る 分別の区分	仕 様	管理 主体等	参考欄
1. 収集車輛				
1.1 2t パッカー車	缶	(仕様) 形式：最大積載量 2,000 kg	市・委託業者	もえるごみの収集に使用しているパッカー車の一部を共用する。
	ペットボトル	(仕様) 形式：最大積載量 2,000 kg	委託業者	山間部については、市直営で収集する。
	プラマーク	(仕様) 形式：最大積載量 2,000 kg	市	
1.2 2t 平ボディ車	びん	(仕様) 形式：最大積載量 2,000 kg	委託業者	山間部については、市直営で収集する。
	段ボール	(仕様) 形式：最大積載量 2,000 kg	委託業者	
	紙パック ペットボトル(山間部) びん(山間部) プラマーク	(仕様) 形式：最大積載量 2,000 kg	市	
1.3 2t 平ボディ車	段ボール	(仕様) 形式：最大積載量 2,000 kg	委託業者	

※ 宇治市ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）は別に定める。

〈分別収集に使用する施設などの計画（中間処理段階）〉

種別	収集に係る分別の区分	仕様	管理主体等	参考欄
1. 中間処理施設				
1.1 リサイクルプラザ ①選別・圧縮設備	缶	(仕様) 主要機器：破袋機、除袋機 ベルトコンベア、磁力選別機、アルミ選別機、圧縮成型機 能力：10.82t/日	城南衛生管理組合	エコ・ポート長谷山 平成10年度供用開始
	びん	(仕様) 主要機器：破袋機、除袋機 ベルトコンベア 能力：29.42t/日		
	ペットボトル	(仕様) 主要機器：破袋機、ベルトコンベア、圧縮成型機 能力：6.00t/日		
1.2 リサイクルセンター ①選別・圧縮設備	プラマーク	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、手選別、選別機、圧縮梱包器、破袋機 能力：17t/5h	城南衛生管理組合	リサイクルセンター長谷山 平成27年度供用開始
1.3 社会福祉施設	缶	選別設備 圧縮設備 ストックヤード (設備内容) 分別収集された缶類をスチール缶及びアルミ缶に選別後、圧縮する。	社会福祉法人	
	紙パック	保管のみ	社会福祉法人	
1.4 古紙回収業者の施設 古紙回収積場ストックヤード	段ボール	ストックヤード (設備内容) 収集されたダンボールを保管する。	古紙回収業者	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画がより実効性のあるものとするため、以下の取り組みを実施します。

① 古紙回収事業の推進

自治会等の地域団体による、古紙及び古布の集団回収事業を推進します。また、さらなるもえるごみの減量につなげるため、雑紙類の回収が進むように努めます。

② 普及啓発活動

分別収集の徹底・周知のため、以下の取り組みを推進します。

- ポスター・チラシ・冊子等の配布及び掲示
- 広報誌（市政だより）等による広報
- インターネットによる広報（宇治市ホームページ）
- 住民説明会の実施（自治会・町内会及び各種団体）
- マスメディアによる広報（地方紙、FMうじ等）
- 排出事業者、流通事業者への指導と普及
- 環境教育の実施（小学校・中学校・幼稚園・保育園）

③ 審議会の設置

一般廃棄物の減量等に関する事項について、学識経験者・市民・事業者等の意見を取り入れるため、「宇治市廃棄物減量等推進審議会」を設置します。

宇治市分別収集計画

《第10期》

令和4年6月策定・発行

企画・編集 宇治市人権環境部

まち美化推進課

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地

TEL (0774) 22-3141 (代表)